

5. 各種ガイドラインの解説と受注者の役割

(1) 条件明示について

(2) 設計図書の照査について

(3) 設計変更について

(4) 工事一時中止について

(5) スライド条項について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 《参考図書・引用図書関連》

(1) 条件明示について①

◎条件明示の手引き及びチェックリスト

(出典：北陸地方整備局)

土木工事条件明示の手引き（案）

【工事名：_____】

平成24年2月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

・・・ 目 次 ・・・

I. はじめに	1
II. 「手引き(案)」の活用	2
III. 「手引き(案)」活用時の留意事項	3
IV. 「手引き(案)」作成時の参考資料	3
V. 条件明示の項目別チェックリストと記載例	4
1 施策関係	5
2 工程関係	9
3 用地関係	13
4 公害関係	15
5 安全対策関係	17
6 工事用道路関係	21
7 仮設備関係	25
8 建設副産物関係	27
9 工事支障物件等	33
10 薬液注入関係	35
11 その他	37

掲載されている契約書及び仕様書等の名称及び該当条項については、
発注機関によって異なる場合がある。

(1) 条件明示について②

II. 「手引き(案)」の活用

●発注者サイド

- ・事例集ではなく、各種工事に対応できる基本的事項を掲載したチェックリストとして活用できます。
- ・積算や設計図書作成に先立ち、予め施工現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとして、また条件等を整理するフォーマット（様式）として実践的な型式としています。
- ・積算担当者の現場確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化が図れます。
- ・手引き掲載の整理フォーマット（様式）に基づき、現場条件に適合した積算及び特記仕様書の作成を支援します。
- ・具体的特記仕様書の作成にあたっては、別途、各発注部署で作成されている特記仕様書記載例の中から、必要な項目が選択できます。
- ・さらに、積算部署と監督部署が情報共有することにより、施工時の調整や協議の際の内訳データとして活用し、円滑化に寄与します。

●受注者(見積者)サイド

- ・事例集ではなく、各種工事に対応できる基本的事項を掲載したチェックリストとして活用できます。
- ・施工経験の少ない場合には、参考資料として活用できます。
- ・現場条件の確認時の手引きとして位置付けることにより、現場調査・測量時のチェックリストや整理フォーマット（様式）として活用できます。
- ・現場説明時の「質問事項」の検討資料として活用できます。
- ・契約締結後の、契約書第18条「条件変更等」の確認資料として活用できます。
- ・施工途中における施工条件に係る変更や新規条件の検討時の手引きとして活用できます。

1. 施策関係(入札契約適正法関連や新しい取組に係る事項の例示)

各項目の○付数字には、条件明示のポイントを記載した。

明 示 事 項		対象 有	対象 無	特記該当項目
1 入札に係る事項				
① 総合評価落札方式の有無	☐ 簡易型 ☐ 標準型 ☐ 高度技術提案型	☐	☐	
② 総合評価方式で求めた技術提案の確認について (簡易な施工計画及び契約後VEを含む)		☐	☐	
③ 品質確保を目的としたモニターカメラの設置 (対象は、大規模工事や低入札価格工事等)		☐	☐	
④ 低入札価格調査制度調査対象工事について (予定価格が1,000万円以上の工事が対象)		☐	☐	
⑤ 低入札価格工事におけるモニターカメラの設置について (予定価格が1億円以上の工事が対象)		☐	☐	
⑥ 工事の不可視部分の出来形管理について (予定価格が1億円以上の工事が対象)		☐	☐	
⑦ 土木工事に業務委託を含めた合併工事の有無 (業務委託を含めた合併工事を発注する場合は、「業務の適切な品質確保対策」を明示)		☐	☐	
【留意事項】				
①～⑦に該当する工事は、その旨を特記仕様書に明示する。				
2 新しい取組に係る事項				
① ユニットプライス型積算方式の試行について (舗装、道路改良、築堤護岸、河川維持・修繕、道路維持・修繕、電線共同溝、砂防堰堤)		☐	☐	
② 総価契約単価合意方式について (対象は、ユニットプライス型積算方式の適用工事を除く全工事(建築関係の工事は対象外))		☐	☐	
③ 施工プロセスを通じた検査の試行について (試行工事の対象となった場合)		☐	☐	
④ コンクリートの品質確保における試験の実施(生コンの単位水量管理) (対象は、擁壁、ボックスカルバート、橋梁、トンネル、ダム、砂防堰堤、排水機場、堰・水門、洞門等の重要構造物で、詳細は技術管理課からの通知文を参照)		☐	☐	
⑤ コンクリート構造物非破壊試験の試行、微破壊・非破壊試験を用いた強度測定の実施 (試行工事の対象となった場合)		☐	☐	
⑥ 情報化施工の対象工事 (試験施工調査の対象となった場合)		☐	☐	
⑦ 工事情報共有システムの試行対象工事 (試行工事の対象となった場合)		☐	☐	
【留意事項】				
①～③及び⑤～⑦に該当する工事は、その旨を特記仕様書に明示する。				
④の生コンの単位水量に係る試験を実施する場合は、特記明示と必要額を計上する。				
3 施工に際しての事項				
① 部分払について (対象は、請負金額が1,000万円以上・実工期が180日超で該当工種の場合)		☐	☐	
② 施工合理化調査、諸経費動向調査の対象工事 (歩掛調査対象工種が含まれる工事、諸経費動向調査の予定工事に指定された工事)		☐	☐	
③ 工事現場のイメージアップ(美装化)を行う工事 (イメージアップ費用を計上する場合は、仮設費・安全施設・営繕施設別に内容明示)		☐	☐	

- 本省通知
- 北陸地方整備局
- 中部地方整備局
- 九州地方整備局

- 「条件明示について(国官技第369号)」
- 「土木工事条件明示の手引き(案)」
- 「条件明示項目のチェックリスト(案)」
- 「施工条件明示チェックリスト」

- (H14年3月)
- (H24年2月)
- (H16年6月)

(2) 設計図書の照査について①

◎設計図書照査ガイドライン

(出典：北陸地方整備局)

土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)

平成24年2月

北陸地方建設事業推進協議会

工事施工対策部会

目 次

はじめに	1
I. 「設計図書の照査」の基本的考え方	2
1. 設計図書の照査に係わる規定について	2
2. 受注者が実施する「設計図書の照査」の位置付け	3
3. 設計図書の訂正又は変更に要する期間	5
4. 「土木工事条件明示の手引き(案)」の取扱いについて	5
5. 「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて	5
II. 設計図書の照査項目及び内容	6
III. 土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について	9
《参考資料1》 関係条文及び逐条解説	13
《参考資料2》 受注者が施工前・施工中に照査すべき内容 (H23年度土木工事共通仕様書「設計図書の照査」関連事項抜粋)	24

掲載されている契約書及び仕様書等の名称及び該当条項については、発注機関によって異なる場合がある。

(2) 設計図書の照査について②

No.	項 目	主な内容	根拠 (文献・条文等)
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認	契約書第18条第1～3項
		1-2 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	契約書第18条第4項
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	第23共通仕様書第3編2-10-7水質工
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	第23共通仕様書第3編2-10-8地下水位低下水
		2-3 浚渫工の施工において、掘水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	第23共通仕様書第6編2-2-1一般事項(7編4-2-1及び4-3-1にも同文)
		2-4 地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認	工事施工対策部会
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認(圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)	工事施工対策部会
		2-6 測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認	工事施工対策部会
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-8 設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-11 地下占有物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、縦断等)等関連資料があるか	工事施工対策部会
		2-12 設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認	工事施工対策部会
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	第23共通仕様書第1編1-1-37工事測量
		3-2 補設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	第23共通仕様書第1編2-3-1一般事項
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか	第23共通仕様書第3編2-4-5掘削打杭工
		3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、掘削等を行い、埋設物を確認したか	第23共通仕様書第3編2-10-5土留・仮締切工
		3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか	第23共通仕様書第3編2-10-15防護施設工
		3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか	第23共通仕様書第1編2-3-3盛土工

- 北海道開発局
- 北陸地方整備局
- 中部地方整備局
- 近畿地方整備局
- 四国地方整備局
- 九州地方整備局
- 沖縄総合事務局

「設計図書の照査ガイドライン(案)」
「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」
「工事請負契約における設計変更ガイドライン(改訂版)」
「設計図書の照査ガイドライン(案)」
「設計図書の照査ガイドライン」
「設計図書の照査ガイドライン(案)」
「設計図書の照査ガイドライン(案)」

(H22年2月)
(H24年2月)
(H25年3月)
(H20年1月)
(H21年3月)
(H19年4月)
(H20年4月)

工事名:		主な内容		照査対象		照査実施		照査結果		備考	
No.	項 目	主な内容		有	無	有	無	有	無		
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		1-2 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-3 浚渫工の施工において、掘水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-4 地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認(圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-6 測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-8 設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-11 地下占有物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、縦断等)等関連資料があるか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		2-12 設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		3-2 補設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、掘削等を行い、埋設物を確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		3-7 掘削、覆土、覆土敷布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を確認するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか		☐	☐	☐	☐	☐	☐		

(3) 設計変更

～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

目次

1) 設計変更ガイドラインの背景	・・・・・・・・・・	47
2) 条件明示について	・・・・・・・・・・	48
3) 設計変更が不可能なケース	・・・・・・・・・・	50
4) 設計変更が可能なケース	・・・・・・・・・・	51
5) 設計変更の手続きフロー	・・・・・・・・・・	52
6) 設計照査について	・・・・・・・・・・	53
7) 設計変更手続きについて	・・・・・・・・・・	58
8) 指定仮設と任意仮設の考え方	・・・・・・・・・・	60
9) 留意事項	・・・・・・・・・・	61

参考資料編	・・・・・・・・・・	62
-------	------------	----

- ① 設計変更に係る法令および関連条文等
- ② 工期・請負代金額の変更及び設計図書の変更に係る法令および関連条文等

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

1) 設計変更ガイドラインの背景

● 土木請負工事の特徴

- ・ 個別に設計された多岐にわたる目的物を多種多様な現地の自然条件・環境条件下で生産する
- ・ 当初積算時に予見できない事態、例えば土質、湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある

● 発注者・受注者の留意事項

- ・ 発注者は、設計積算あたって、H14年4月22日付通達「条件明示について」に記載されている工事内容に関係する項目については、必ず条件明示するよう徹底する
- ・ 受注者は、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに施工中疑義が生じた場合は、発注者と「協議」し進めることが重要である

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

2) 条件明示について①

発注者は、契約約款第18条第1項4項に定めたとおり、請負者が工事の目的に即した適切な施工ができるよう設計図書(現場説明書等)に必要な施工条件を明示しなければならない。施工条件の明示に当たっては、「条件明示マニュアル(平成14年4月22日通達)」に記載されている事項について明示する。

工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数。
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

2) 条件明示について②

【仮設編－1】 コンクリート構造物の施工時期に関すること

現状の対応および問題点	条件明示方法	変更対応
未処理用地の条件明示はあったが、処理可能時期が明示していなく、コンクリート構造物等は施工時期も条件明示していないため防寒養生等の特殊養生の変更が困難とされた。	未処理用地の処理可能時期及びコンクリート構造物においては、施工時期を明示すること。 また、当初設計における防寒養生費計上の考えかたを明示する。	受注者の責によらず、当初想定していた処理可能時期に用地処理が困難となり、当初想定していた打設時期に施工できない場合は、条件変更に応じて防寒養生等の設計変更を行う。計上する養生日数は、防寒養生開始日より標準工程に基づいた施工日数分を計上する。

<特記仕様書記載例>

施 工 条 件 明 示 項 目 及 び 明 示 事 項

用 地 関 係	○	1. 工事用地等に未処理部分がある。	処理の見込時期	平成22年6月上旬
		2. 施工者にブロック等の仮設ヤードとして使用させる。	場所、時期、期間	

コ ン ク リ ー ト

- 2、寒中コンクリートの養生に要する費用については、契約の工期における妥当な工程において実際に寒中コンクリートの養生が必要と認められた部分に対し、契約変更において計上する。尚、妥当な工程における寒中コンクリートの養生の必要な部分は施工計画書における実工程表により監督職員と協議して定めるものとする。

工種・数量の増減等の設計変更および受注者の責によらない事由による工事工程の変更が生じた場合、遅滞なく変更実工程表を監督職員に提出し寒中コンクリートの養生が必要と認められる部分について協議するものとする。

なお、受注者の責に帰する事由により工程に遅延が生じた場合は当初工程との差異により必要となる寒中コンクリートの養生に要する費用の増額は受注者の負担とする。

寒中コンクリートの養生に要する日数、防寒囲内温度は「道路設計要領 第3集橋梁 第2編コンクリート 第4編寒中コンクリート」によるものとする。

当初計画では、A1橋台のコンクリート打設時期は、平成22年9月上旬～平成22年9月中旬で計画しており、防寒養生費は計上していない。

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

3) 設計変更が不可能なケース

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施した場合**
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施した場合**
- **「承諾」で施工した場合**
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている**所定の手続きを経ていない場合**（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15）
- **正式な書面によらない事項**（口頭のみでの指示・協議等）の場合

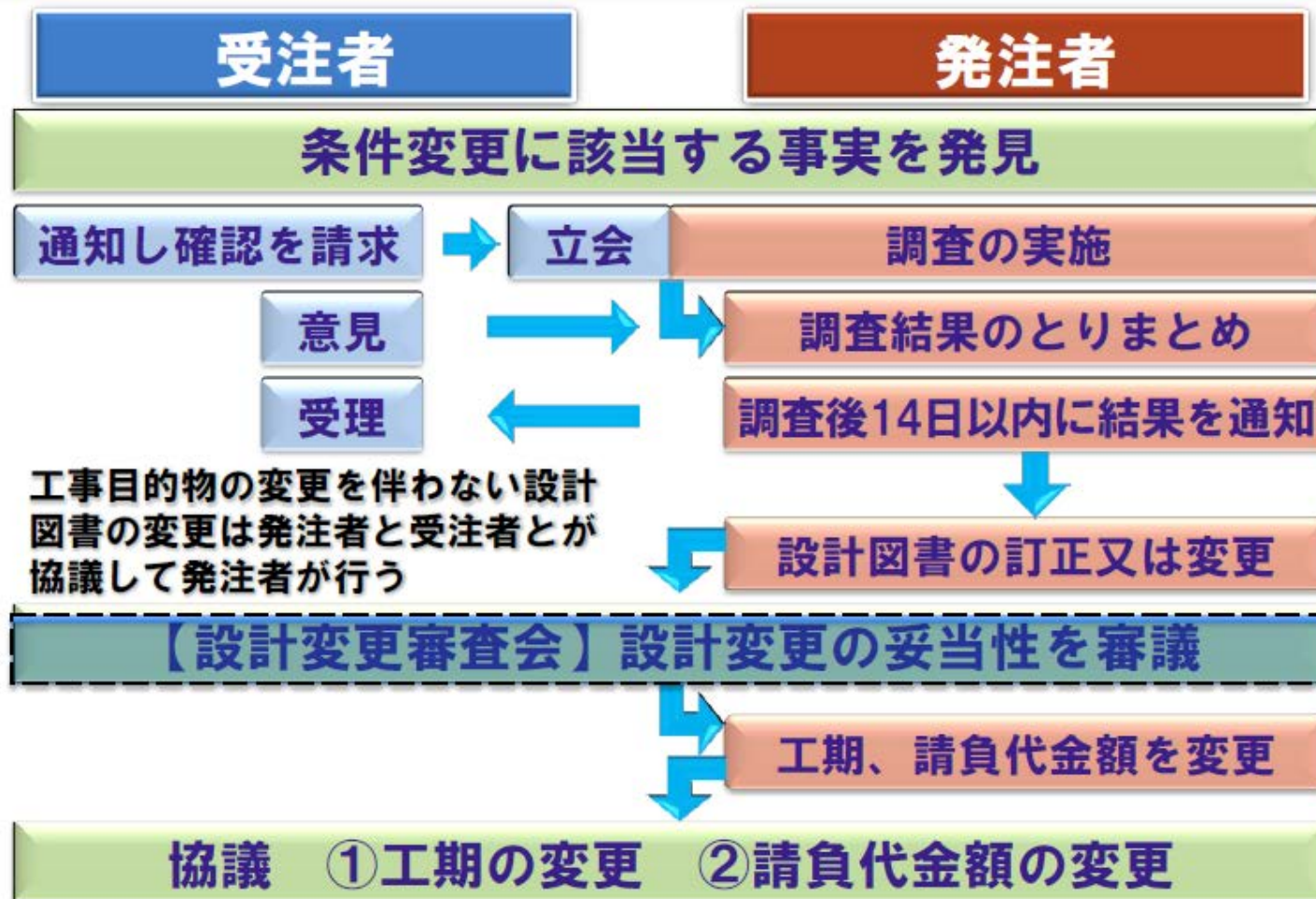
(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

4) 設計変更が可能なケース

- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**→ 三者会議
- 発注時点で想定した工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合** → 工事一時中止ガイドラインへ（工事中止時の増加費用）
- 受注者が行うべき「**設計図書の照査**」の範囲を超える作業を実施する場合 → 設計変更に必要な書類
- **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの（軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）**

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

5) 設計変更の手続きフロー



(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

6) 設計照査について

- 「設計図書の照査ガイドライン案」に沿って設計照査を行う
- 照査結果は、その事実を確認できる資料(現地地形図、設計図との対比、取合い図、施工図等)を書面により提出、確認を求める
- 照査内容の確認
 - ・ 工事管理連絡会(三者会議)
 - － 発注者・受注者・コンサルタントの三者
 - － 設計意図の確認
 - － 設計図と現場の整合性の確認
 - － 照査による質問への回答

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

6) 設計照査について

① 設計図書の誤謬・脱漏

- ・ 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認し、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する
- ・ 設計図書に脱漏がある場合は、**受注者は、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらう**

例) 条件明示する必要がある場合にも係わらず・・・

土質に関する条件明示がない

地下水位に関する条件明示がない

交通整理員についての条件明示がない

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

6) 設計照査について

② 設計図書の表示が不明確

- ・ 設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で**実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合**などのことであり、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當

例) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確

水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

6) 設計照査について

③ 設計上の施工条件と現場の不一致

自然的条件：掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無

人為的条件：地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等

例) 設計図書に明示された土質の不一致
設計図書に明示された地下水位の不一致
設計図書に明示された交通誘導員の人数等と規制図との不一致

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

6) 設計照査について

④ 設計図書の照査の範囲をこえるもの

- 例)**
- 現地測量の結果、排水路計画や縦横断計画の見直しが必要となるもの
 - 施工条件などが異なり、構造計算の再計算・図面作成が必要となるもの
 - 目的物の変更が生じる図面作成を伴うもの
 - 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

7) 設計変更手続きについて

① 設計変更審査会の設置

- 目的

手続きの透明性と公平性の向上および迅速化

- 手段

発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議および工事
中止等の協議・審議を行う「設計変更審査会」を開催

ただし、省略可能

- やり取り例

- 用地取得難航による施工方法の変更協議

- 地下水位の変更に伴う土留工法変更

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

7) 設計変更手続きについて

② 設計変更に必要な書類の作成

● 工事請負契約書第18条第1項および第4項

1. 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する
2. 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図ったのち、発注者が具体的な指示を行う
3. 発注者は、書面による指示に基づき設計変更にかかわり作成した資料を確認する
4. 書面による指示に基づき設計変更にかかわる資料の作成業務については、契約変更の対象とする

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

8) 指定仮設と任意仮設の考え方について

設計図書指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

	指定	任意
設計図書	施工方法等を指定	施工方法等を指定しない
施工方法等の 変更	発注者の指示又は承諾 が必要	受注者の任意 施工計画書等の修正、提出は必要
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更対象	設計変更対象外
条件明示の変更に 対応した設計変更	設計変更対象	設計変更対象
その他 指定仮設と すべき事項	・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

9) 留意事項

※任意における下記のような対応は不適切

- ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

～ 参考資料編 ～

① 設計変更に係る法令および関連条文等

設計変更に係わる法令・条文等（工事請負契約書関係条項）

青字：発注者 赤字：請負者

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者受注者協議して発注者が行う。

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

設計変更に係わる法令・条文等（土木工事共通仕様書関係事項）

青字：発注者 赤字：請負者

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、**自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査**を行い、該当する事実がある場合は、**監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない**。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-1-13 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき**以下の各号に該当する場合**においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、**必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる**。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、**工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる**。

3. 基本計画書の作成

前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

～ 参考資料編 ～

② 工期・請負代金額の変更及び設計図書の変更に係る法令および関連条文等

根拠となる法令・条文等（工事請負契約書関係事項）

青字：発注者 赤字：請負者

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期延期の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者受注者協議して定める。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(3) 設計変更 ～ 設計変更ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

根拠となる法令・条文等（土木工事共通仕様書関係事項）

青字：発注者 赤字：請負者

1-1-1-14 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-1-15 工期変更

1.一般事項

契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2.設計図書の変更等

受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

3.工事の一時中止

受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

4.工期の延長

受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

5.工期の短縮

受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

(4) 工事一時中止

～ 工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割 ～

目次

1) 工事一時中止ガイドライン策定の背景	68
2) 工事一時中止に係る基本フロー	69
3) 発注者の中止指示義務	70
4) 基本計画の作成	71
5) 請負代金額又は工期の変更	73
6) 増加費用の考え方	75
7) 工事全部中止と一部一時中止の違い	85
参考資料編	89
① 工事一時中止に係る法令および関連条文等	

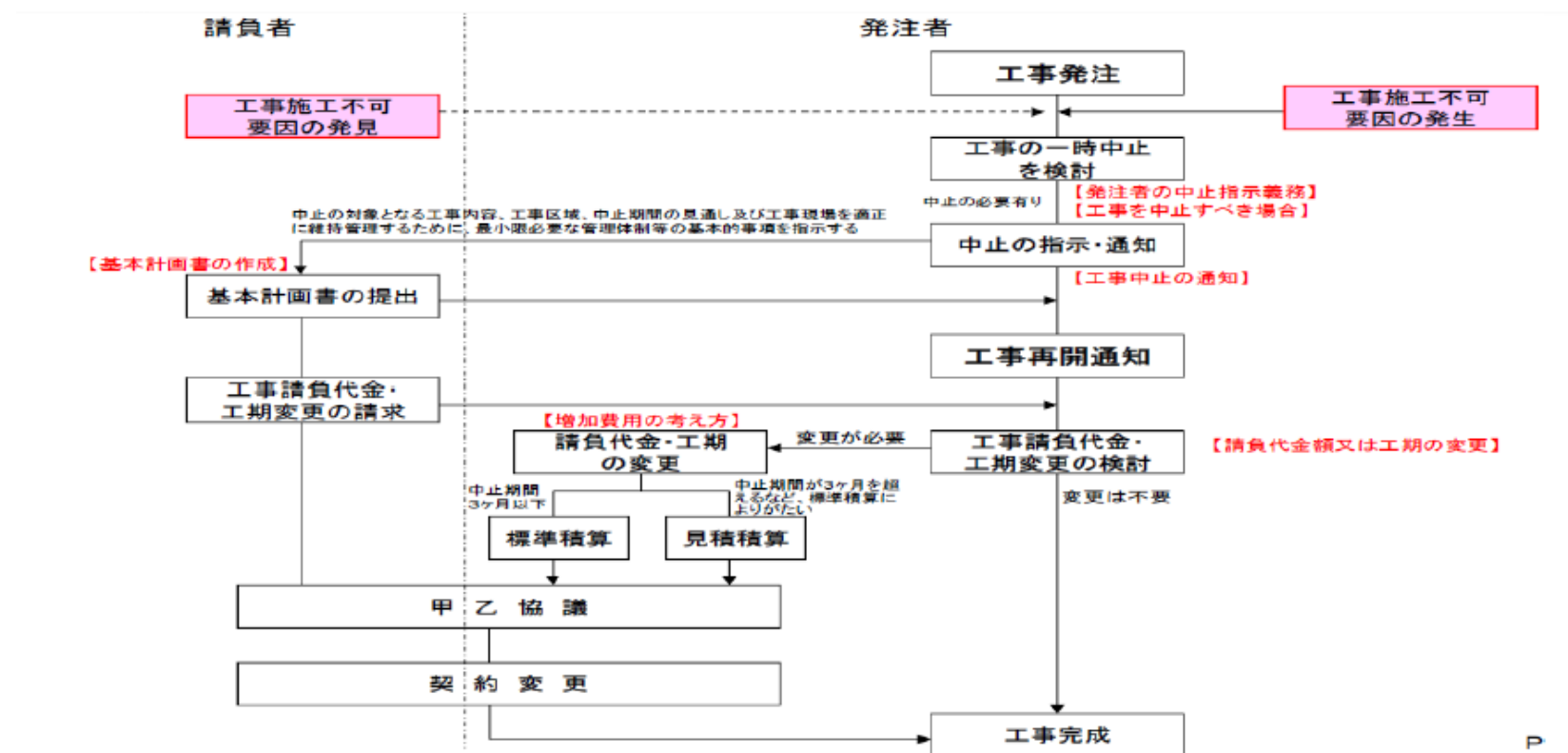
(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

1) 工事一時中止ガイドライン策定の背景

- 各種協議の未了や工事用地の確保の未完了等、請負者の責に帰することができない事由により施工が出来なくなった工事については、発注者は工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- しかし、一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者は現場管理費等の増加等支障が生じている。
- 発注者・受注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドライン(案)を策定するものである。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

2) 工事一時中止に係る基本フロー



(受注者)(発注者)工事施工不可要因の発見・発生⇒(発注者)工事一時中止を検討⇒
 (発注者)中止の指示・通知⇒(受注者)基本計画書の提出⇒(発注者)工事再開通知⇒
 (受注者)工事請負代金・工期変更の請求⇒(発注者)工事請負代金・工期変更の検討
 ⇒(発注者・受注者協議)⇒契約変更

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

3) 発注者の中止指示義務

◆請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。【関係法令:契約書第20条】
※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

●請負者の責に帰することができない事由とは・・・？

- ①工事用地等の確保ができない等のため請負者が工事を施工できない。
- ②暴風、豪雨、高水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって請負者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じもしくは工事現場の状態が変動した為請負者が工事を施工できない。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

4) 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、請負者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。
【土木工事共通仕様書第1編1-1-13】
※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

記載内容	管理責任
◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること	◇中止した工事現場の管理責任は、請負者に属するものとする。
◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること	◇請負者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項	

基本計画書に、中止期間中の業務内容と現場体制を明記する。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

【基本計画書の作成例】

準備工期間中に工事中止となった場合の基本計画書及び請求資料の作成例

〇〇〇電線共同溝工事 基本計画書 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇株式会社 〇〇支店	2. 中止期間中の業務 1) 現場点検の実施 一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇出張所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。 2) 緊急時の対応 震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。 3) 中止期間中の実施作業 中止解除(現場着工)時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。 ・現地調査 工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。 ・試掘の立会 企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。 ・施工計画書の作成 現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。 ・道路調整会議の出席 ・道路工事等協議書の作成 現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。	3. 中止期間中の体制 中止期間中の体制は以下の通りです。 現場代理人・・・・・・常駐 緊急技術者・・・・・・非専任 施工担当者・・・・・・代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇出張所と協議のうえ、社員を増員します。 また、別紙現場調整・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を継続せず、業務が発生した時点で、役割を果たすこととする。 現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない 中止期間中も現場作業が有り、施工担当者を配置する場合は、基本計画書で明記しておく。 ⇒増額費用の審査において拠り所となる
目次 1. 工事概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2. 中止期間中の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 3. 中止期間中の現場体制・・・・・・・・・・・・・・・・15 4. 現場調整会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 5. 安全衛生管理組織図・・・・・・・・・・・・・・・・6 6. 緊急時の対応及び災害防止のための処置をとるものとする・・・・・・・・10 7. 試掘の立会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 8. 施工計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 9. 道路調整会議の出席・・・・・・・・・・・・・・・・10 10. 道路工事等協議書の作成・・・・・・・・・・・・・・11	中止期間中の業務内容を明記	中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

5) 請負代金額又は工期の変更①

工事一時中止ガイドライン

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

一時中止に伴う増加費用の負担は、工事請負契約書にも明記されている！！

第20条(工事の中止)

1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責に帰することがないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の一時中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

5) 請負代金額又は工期の変更②

請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない請負者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

一部一時中止の場合は、『主たる工種』の中止期間が工期の変更期間となる。
 ⇒従って、中止される工種が、クリティカルの工種であるかどうか吟味される。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ① 本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ① 本工事施工中に中止した場合

■増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、請負者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など甲乙協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

- ◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。
ただし、中止期間3ヶ月※以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、請負者から増加費用に係る見積を求め、甲乙協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)を徴収する。

注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する甲乙間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

増加費用の算定は2通りの方法がある。

■標準積算による場合(中止期間が3ヶ月以下)

■見積による場合(中止期間が3ヶ月超)

⇒見積の妥当性を確認する証明書類・根拠資料の提出が必要

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ① 本工事施工中に中止した場合

◎増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工 事 名 ○○○○電線共同溝工事
 工事場所 自) ○○県○○市○○
 至) ○○県○○市○○
 当初工期 自) 平成○○年○○月○○日 一時中止期間 自) 平成○○年○○月○○日
 至) 平成○○年○○月○○日 至) 平成○○年○○月○○日
 (750日間) (129日間)

当初契約金額 ￥○○○,○○○,○○○ 税抜契約金額 ￥○○○,○○○,○○○

増加金額 ￥ 3,629,624 税抜増加金額 ￥ 3,456,785

○○○株式会社 ○○支店

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る
 証明書類の提出が必要

例えば)

(1) 現場代理人等の給料について

① 当該現場での作業内容



② 給与等の内訳書

③ 給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

① 経費別支払調書



② 事務用品の証明書類の提出

③ 経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる
 (例では、全て確認が出来れば、
 3,456,785円が増加費用となる)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ① 本工事施工中に中止した場合

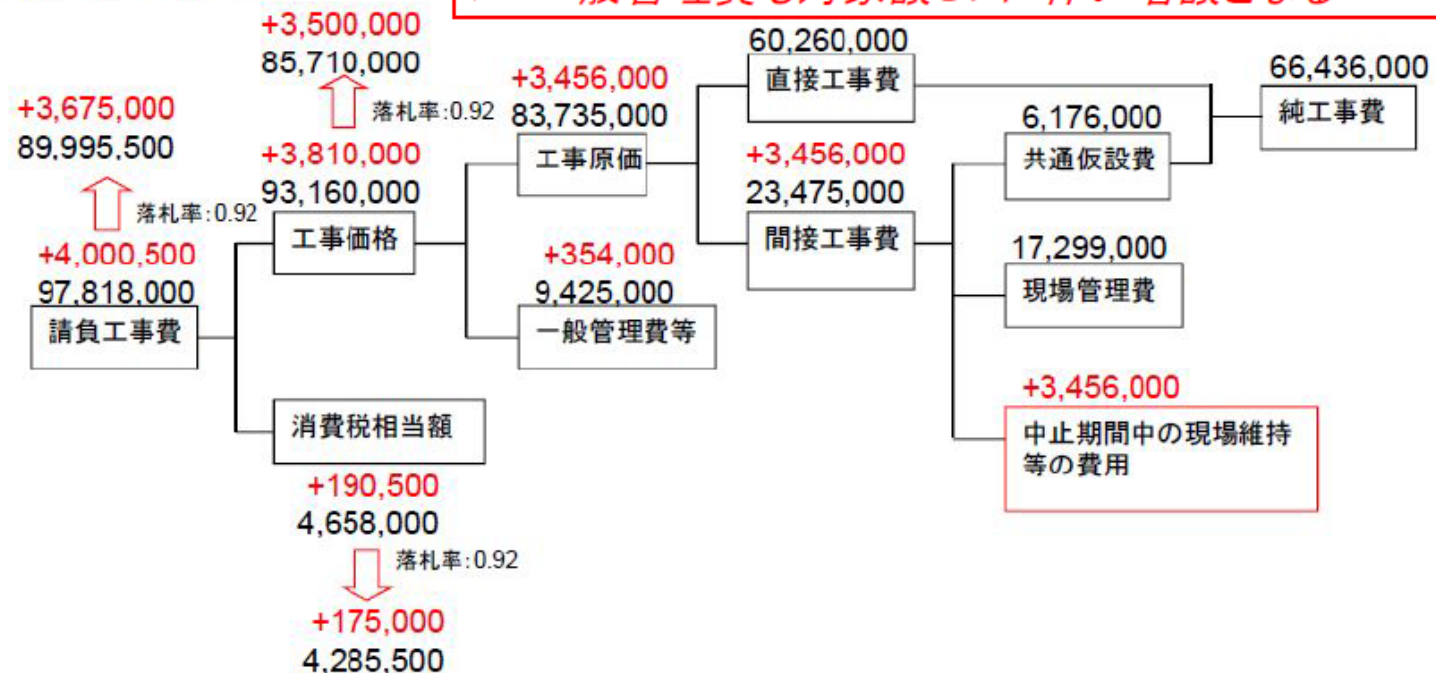
◎増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。

◇落札率は、通常の変更と同様に考慮する。

◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

(増額費用の積算例)



(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ① 本工事施工中に中止した場合 (中止期間 3 ヶ月未満)

■ 標準積算による増加費用の算定

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

標準積算の場合、従業員給与は率計上分に含まれる

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ① 本工事施工中に中止した場合 (中止期間 3 ヶ月未満)

■ 標準積算による増加費用の算定

係数A⇒20%UP

工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

◇中止期間中の現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + a$$

dg:一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て)

a:積上げ費用(単位 円 1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

追加:土木一般世話役×中止日数

$$dg = A \left[(J / (a \times J^b + N))^b - (J / (a \times J^b))^b \right] + (N \times R \times 100) / J$$

N:一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価、A・B・a・b:各工種毎に決まる係数(別表一1)

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○J:一時中止時点の契約上の純工事費 ○N:一時中止日数 ○a:積上げ費用

赤字の部分:H26年度土木工事積算基準で改定された

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ① 本工事施工中に中止した場合 (中止期間3ヵ月未満)

工 種 区 分	係 数 A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
	地方部 (一般交通等 の影響なし)	地方部 (一般交通等 影響有) 山間僻地 離島	市街地 (DID地区・準 ずる地区)			
河 川 工 事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
海 岸 工 事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道 路 改 良 工 事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼 橋 架 設 工 事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
P C 橋 工 事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
舗 装 工 事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
共 同 溝 等 工 事	(1)	209.6	221.5	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	-0.1153	0.3726	0.3559
ト ン ネ ル 工 事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
砂 防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道 路 維 持 工 事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933
河 川 維 持 工 事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544
下 水 道 工 事	(1)	437.5	462.4	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	-0.1078	0.5988	0.3258
公 園 工 事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740
コンクリートダム 工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998
フ ィ ル ム ダ ム 工 事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440
電 線 共 同 溝 工 事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740

※地域補正：地方部（一般交通等の影響なし）
地方部（一般交通等の影響有）、山間僻地離島
市街地（DID地区・準ずる地区）

H26年度土木工事積算基準改定 経費率 A→20%UP

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ① 本工事施工中に中止した場合 (中止期間 3 ヶ月未満)

【標準積算による増加費用の算定例】

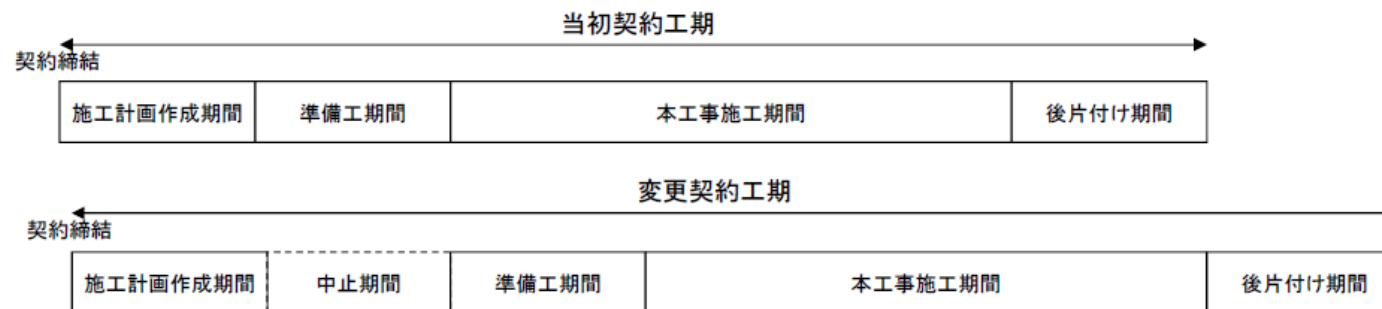
- 標準積算による(率計上分)+(基本計上費用【土木一般世話役】)の計算例を示す。
- 率計上分は、「工種区分毎に決まる係数」、「一時中止時点の純工事費」、「一時中止日数」により算出される。

工種区分	一時中止時点の 純工事費	一時中止 期間	増加費用
道路改良工事	10億円	45日	4,711千円
	20億円	45日	6,406千円
	20億円	90日	12,510千円
トンネル工事	10億円	45日	3,963千円
	20億円	45日	5,137千円
	20億円	90日	10,112千円

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ② 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態では測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



◇基本計画書の作成

- 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、請負者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

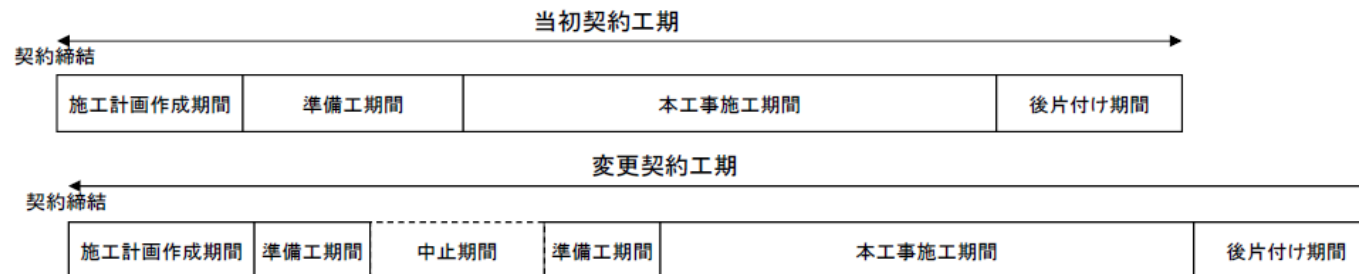
◇増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

6) 増加費用の考え方 : ③ 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



◇基本計画書の作成

- 請負者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得る。

◇増加費用

- 増加費用の適用は、請負者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- 増加費用の算定は、請負者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・請負者が協議して決定する。(積算は請負者から見積を求め行う。)

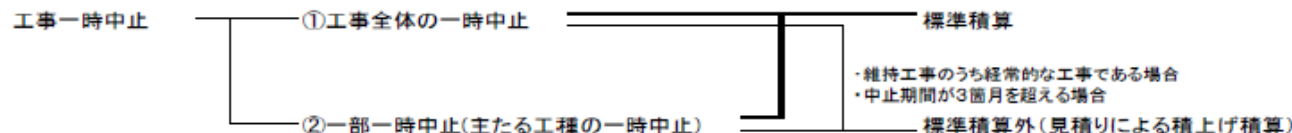
(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

7) 工事全部中止と一部一時中止の違い①

「一時中止」と「一部一時中止」

工事請負契約書(第20条)では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰することができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合(一時中止)、②工事の一部を中止する場合(一部一時中止)があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



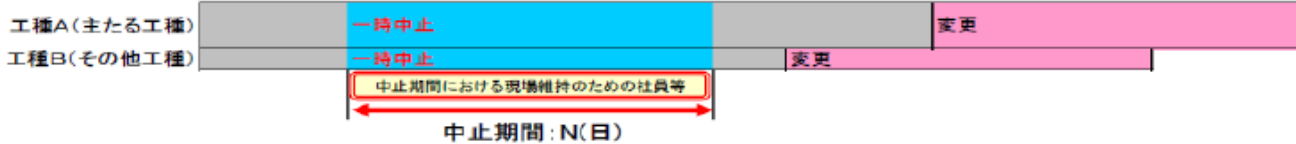
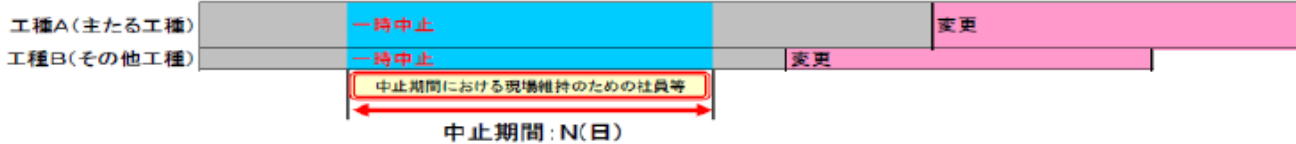
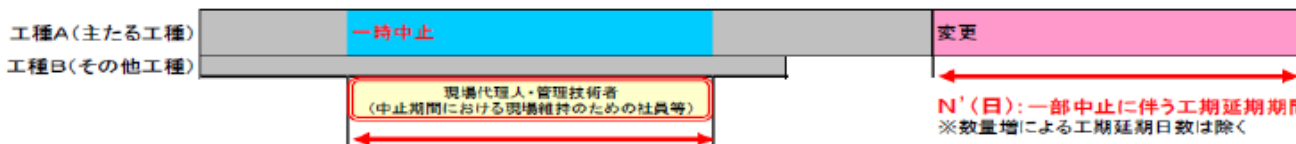
一部一時中止の場合の増し分費用について
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等**例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。**(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を图示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (契約書第48条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を 工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する
増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg: 一時中止に係る現場経費率(単位: % 少数第4位四捨五入3位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位: 円 1,000円未満切り捨て) $\alpha: \text{積上げ費用(単位: 円 1,000円未満切り捨て)}$ 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + (N \times R \times 100) / J$ N: 一時中止日数 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数

**標準積算の算定
式は同じ**

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

7) 工事全部中止と一部一時中止の違い②

算定方法の違い		
	中止期間が3ヶ月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 → 全て積上げ積算
(工事全体が中止) 一時中止	○率計上項目は、標準積算(率計上)とする。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。 ○率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。  中止期間: N(日)	○全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 
	(主たる工種が中止) 一部一時中止	①率計上項目は、標準積算(率計上)する。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工期延期期間N'」を用いる。 ②率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。  中止期間 標準積算: ② 標準積算以外: ③

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合:出水期間における現場維持等に必要な費用(仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

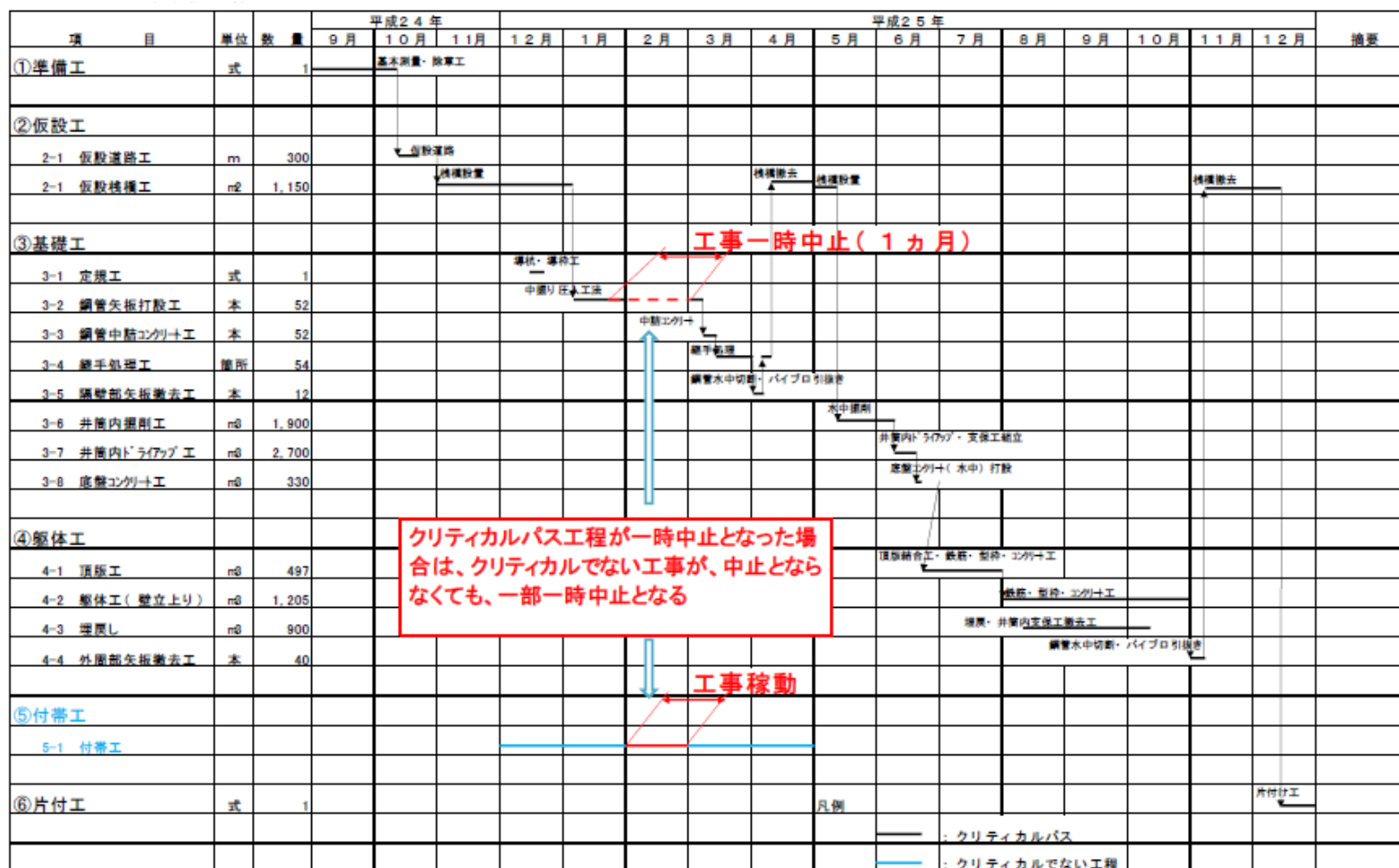
※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合: 出水期間における現場維持等に必要となる費用(仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

率計上対象日数について、「中止期間N」と、「工期延伸期間N'」違いがある。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

7) 工事全部中止と一部一時中止の違い③

【一部一時中止となる場合の工程表から見た事例】



(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

7) 工事全部中止と一部一時中止の違い④

■受注者提出見積額に対する発注者による審査【NEXCO ガイドラインより抜粋】

- ◇発注者の負担額の算定に当たっては、受注者が増加費用として実績を基に提出した見積額を審査した結果、妥当性が認められるもののみが対象となる。従って、基本計画書に記載された内容のすべてが、計上対象となるわけではない。
- ◇受注者は協議に際して、工事一時中止の内容が分かる工程表・図面等、受注者として増加費用を算定した見積書とともに、その説明資料及び根拠（明細書）を提出しなければならない。
- ◇発注者が負担する増加費用の対象期間は、以下のとおりとする。
 - ・ 全体一時中止の場合は、一時中止した期間を基本とする。
 - ・ 一部一時中止の場合は、下表を基本とする。

ケースA

I 工区の一時的中止をしたが工期延期が生じない場合

① 一時中止期間

ケースB

I 工区の一時的中止により工期延期が生じた場合

① 一時中止期間
② 一時中止に伴う工期延期期間

ケースC

I 工区の一時的中止により工期延期が生じた場合で、工期延期期間内に II 工区の追加工事又は受注者の責による工事(③)を実施する場合

① 一時中止期間
② 一時中止に伴う工期延期期間
③ 追加工事又は受注者の責による工事期間
④ ②-③

増加費用の主な費目	対象期間
當種施設等費用(現場事務所等)	—
機械経費(中止期間現場存置)※	①
現場への常駐が義務化されている現場従業員給料等(現場代理人等)	—
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給料等(現場担当者等)で、中止期間中に現場への常駐を発注者が必要と判断した場合。	①
仮設物損料(中止期間現場存置)※	①

※ 中止期間中に一時撤去する場合は、それに伴う撤去、運搬・再設置等の費用が対象。

増加費用の主な費目	対象期間
當種施設等費用(現場事務所等)	②
機械経費(中止期間現場存置)※	①
現場への常駐が義務化されている現場従業員給料等(現場代理人等)	②
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給料等(現場担当者等)で、中止期間中に現場への常駐を発注者が必要と判断した場合。	①
仮設物損料(中止期間現場存置)※	①

※ 中止期間中に一時撤去する場合は、それに伴う撤去、運搬・再設置等の費用が対象。

増加費用の主な費目	対象期間
當種施設等費用(現場事務所等)	④
機械経費(中止期間現場存置)※	①
現場への常駐が義務化されている現場従業員給料等(現場代理人等)	④
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給料等(現場担当者等)で、中止期間中に現場への常駐を発注者が必要と判断した場合。	①
仮設物損料(中止期間現場存置)※	①

※ 中止期間中に一時撤去する場合は、それに伴う撤去、運搬・再設置等の費用が対象。

注) 上表は、標準的な考え方を示したものであるため、各工事等の状況に応じて適用の判断を行う。

一時中止期間中は、現場代理人と監理技術者以外は、常駐が必要と発注者が判断した社員のみ増加費用を認める。⇒配置替えは、現実的には難しい

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

～ 参考資料編 ～

① 工事一時中止に係る法令および関連条文等

工事一時中止に係わる法令・条文等（工事請負契約書関係事項）

青字：発注者 赤字：請負者

（工事用地の確保等）

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（工事の中止）

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者受注者協議して発注者が行う。

(受注者の解除権)

- 第48条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

工事一時中止に係わる法令・条文等（土木工事共通仕様書関係事項）

青字：発注者 赤字：請負者

1-1-1-13 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反したまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-15 工期変更

1. 一般事項

契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

(4) 工事一時中止 ～工事一時中止ガイドラインの解説と受注者の役割～

3.工事の一時中止

受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

4.工期の延長

受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

5.工期の短縮

受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

(5) スライド条項

～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

目次

1) はじめに（工事請負契約書第25条）	94
2) スライドの概要	95
3) スライド条項の併用	99
4) インフレスライド手続きフロー	101
5) 出来高数量の確認	102
6) インフレスライド額の算定方法	104
7) 物価指数	105
8) その他	106
9) 受注者の役割	107

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

1) はじめに（工事請負契約書第25条）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

〔出典：国土交通省関東地方整備局〕

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する金額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことが出来る。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

※ 7項、8項は省略。

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

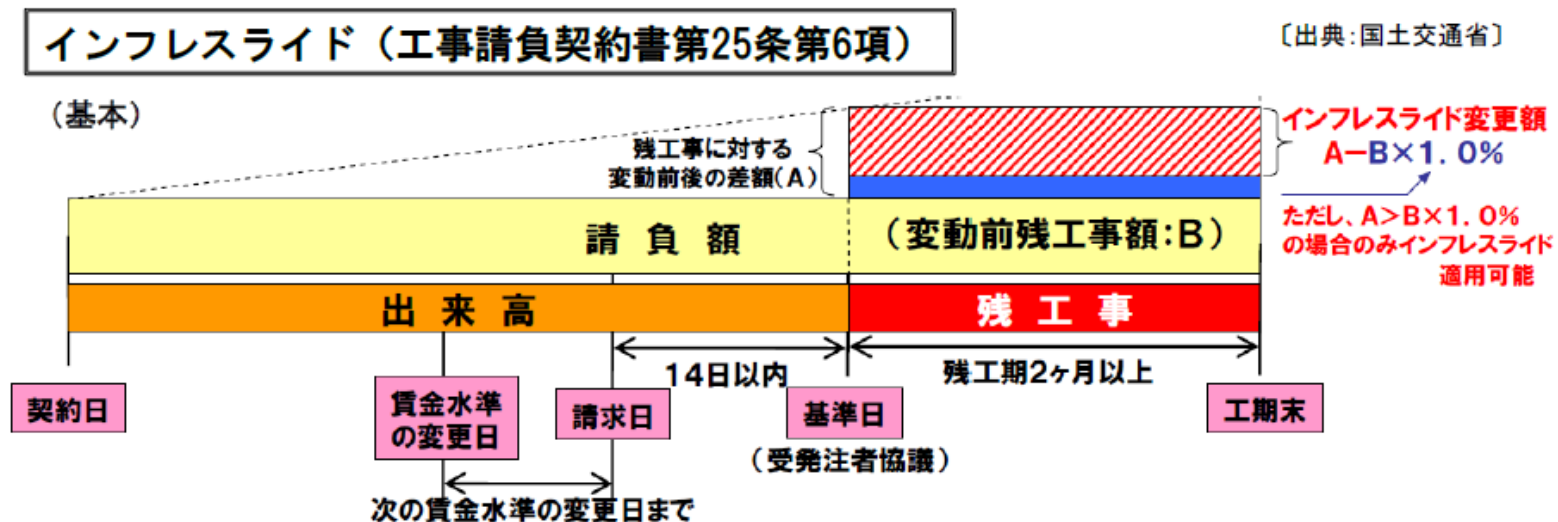
2) スライドの概要①

項 目		全体スライド (契約書第25条第1～4項)	単品スライド (契約書第25条第5項)	インフレスライド (契約書第25条第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中 及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中及 び新規契約工事)
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	運用通達に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	請負者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (運用通達に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

〔出典：国土交通省に加筆〕

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

2) スライドの概要②



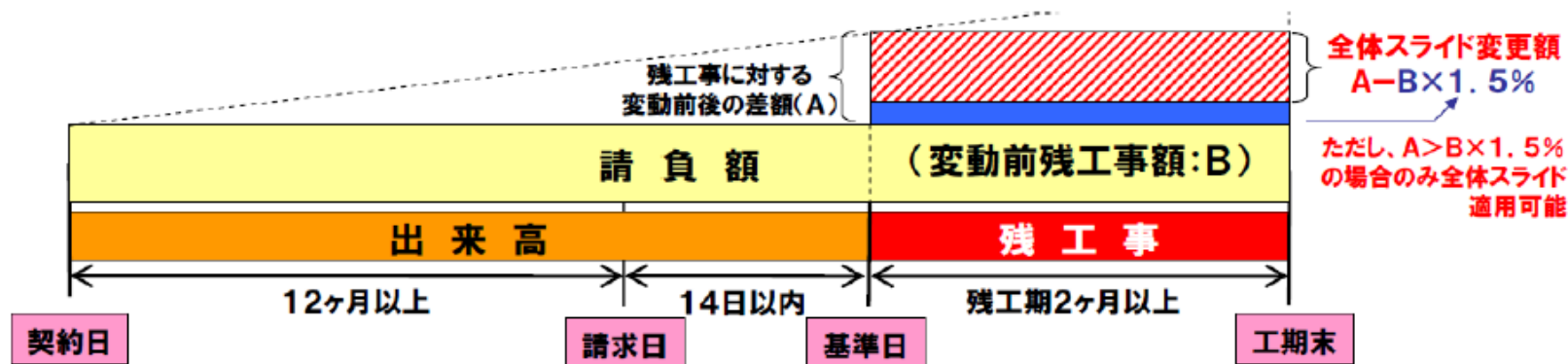
- 適用対象工事：全ての工事。但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事（運用通達に基づき実施）
- 対象：賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
- 基準日：請求日を基本とし、これにより難しい場合は14日以内に設定
- 受注者の負担：残工事費の1.0%
- 再スライド：可能(運用通達に基づき賃金水準の変更がなされる都度)

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

2) スライドの概要③

全体スライド（工事請負契約書第25条第1～4項）

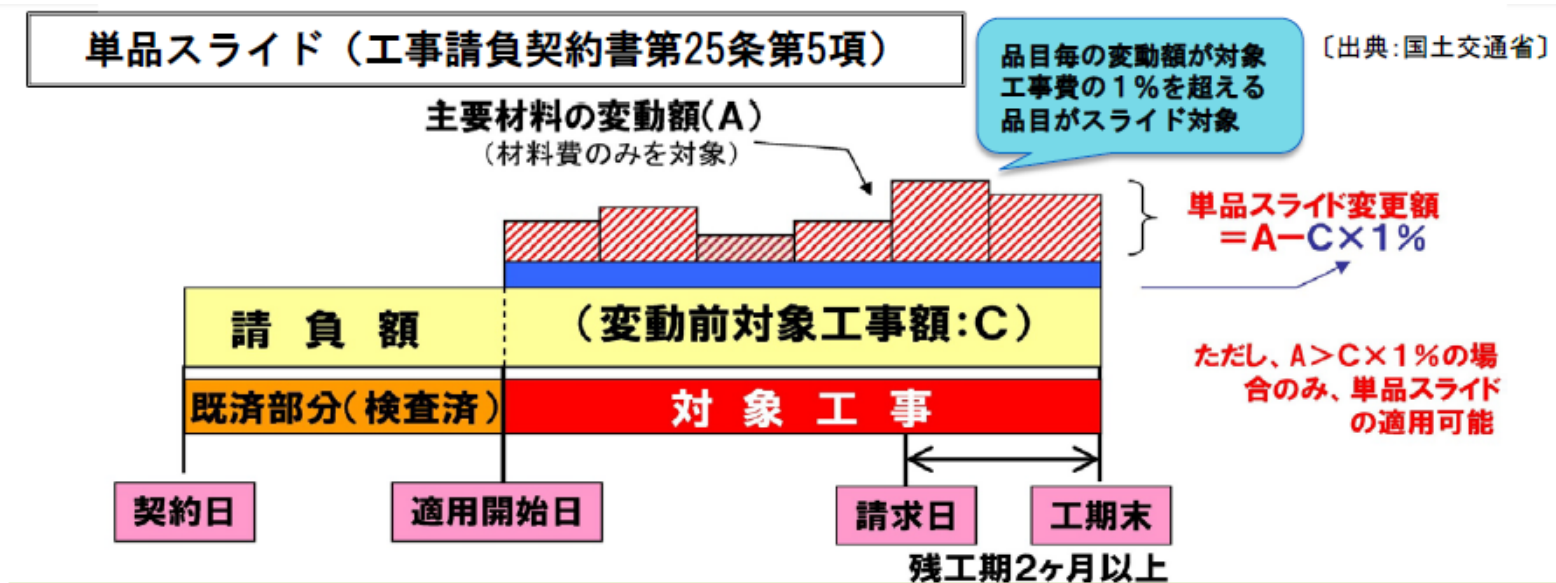
〔出典：国土交通省〕



- 適用対象工事：工期が12か月を超える工事。但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事(比較的大規模な長期工事)
- 対 象：請負契約締結の日から12か月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
- 基 準 日：請求日を基本とし、これにより難しい場合は14日以内に設定
- 受注者の負担：残工事費の1.5%
- 再 ス ラ イ ド：可能(全体又はインフレスライド適用後12ヶ月経過後)

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

2) スライドの概要④

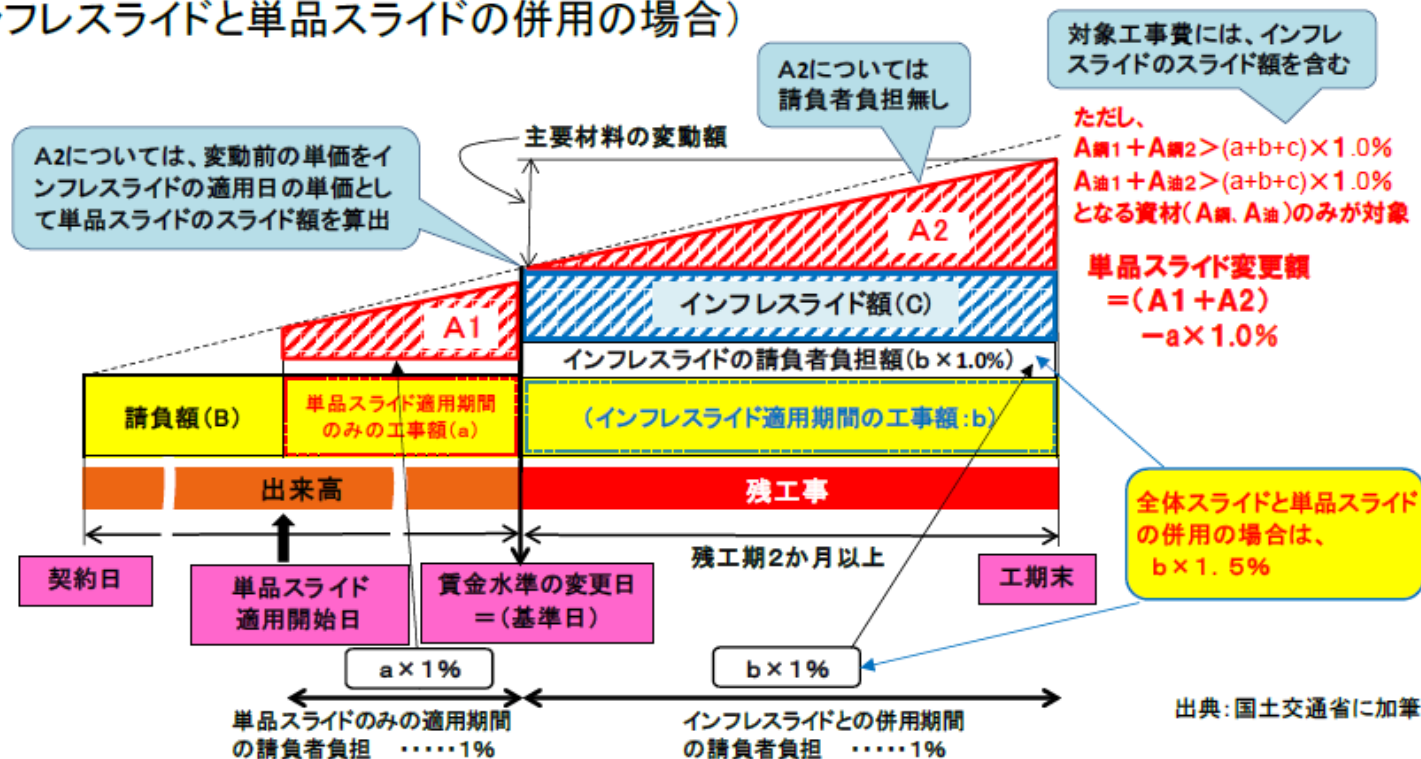


- 適用対象工事：全ての工事（運用通達に基づき実施）
- 対 象：部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油類等）
- 請 求 日：工期末の2ヶ月前までに請求（精算的な変更）
- 受注者の負担：対象工事費の1.0%（但し、全体又はインフレスライドと併用の場合、各スライド適用期間における負担はなし）
- 再スライド：なし

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

3) スライド条項の併用①

(インフレスライドと単品スライドの併用の場合)



・インフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間は、

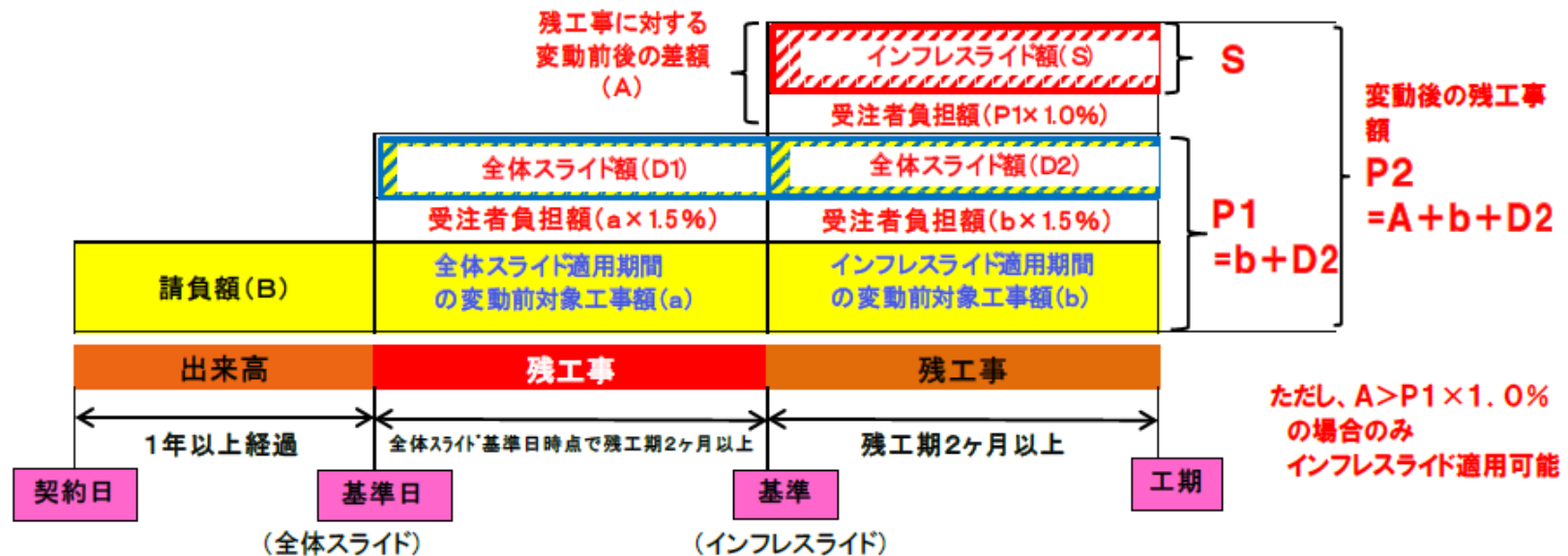
- ① 単品スライドの変動前の単価はインフレスライドの適用日の単価
- ② 単品スライドの受注者負担はなし(受注者にリスクを重複して負担させないため)

・単品スライドは、変動額が対象工事費(インフレスライドのスライド額を含む)の1%以上変動している場合に発動可能

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

3) スライド条項の併用②

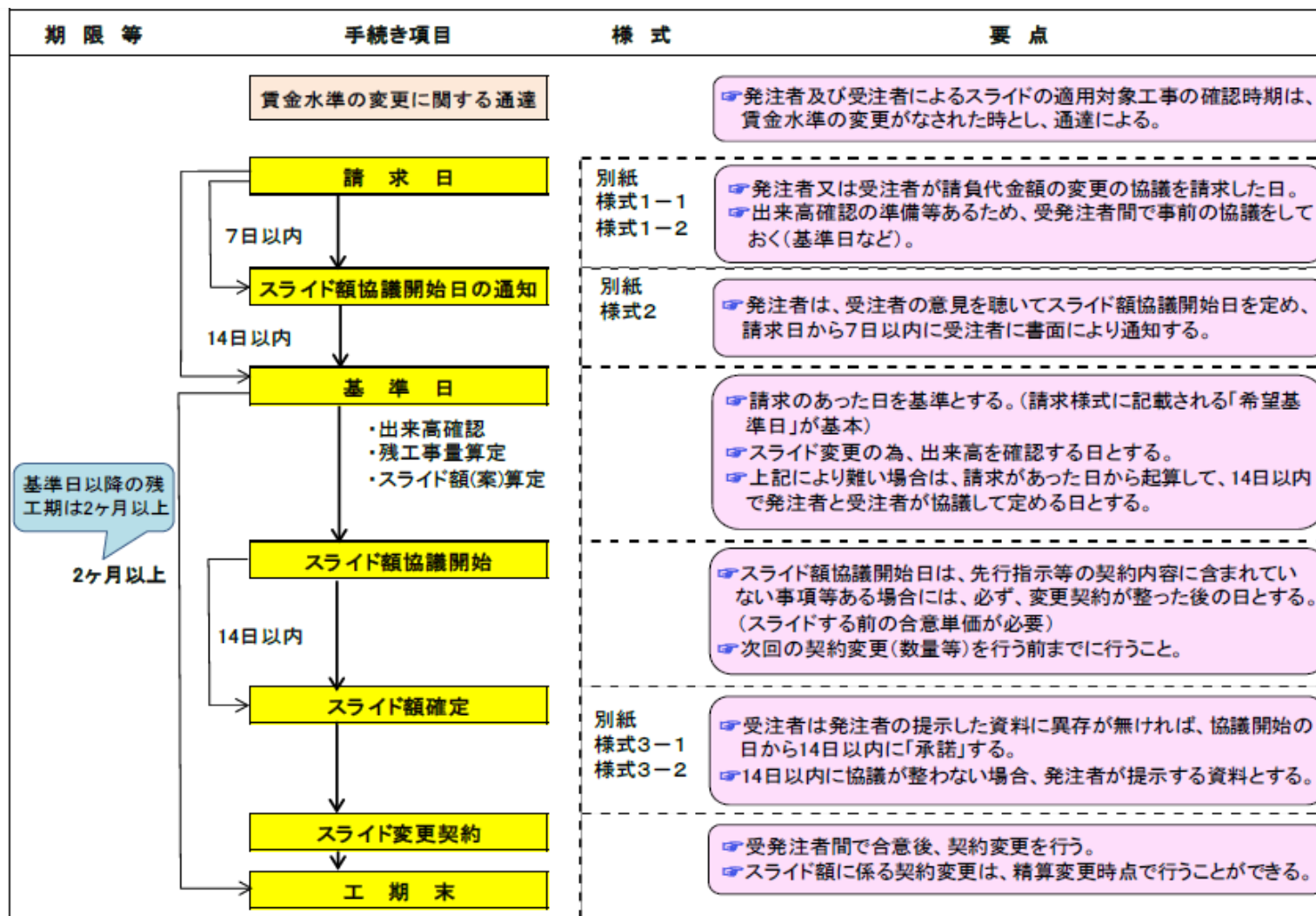
(全体スライド後にインフレスライドを適用した場合)



- ・全体スライド後にインフレスライドを適用した場合は、
 - ①インフレスライド適用期間の変動前の単価は全体スライド基準日の単価 : $P1$
 - ②インフレスライド適用期間の変動後の単価はインフレスライド基準日の単価 : $P2$
 - ③インフレスライド適用期間の受注者負担は1.0%
- ・インフレスライド額(S)は、変動差額(A)が対象工事費 $P1$ (全体スライド額を含む)の1.0%以上変動している場合に発動可能

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

4) インフレスライド手続きフロー



(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

5) 出来高数量の確認

①出来高数量の確認方法

- (1) 出来高確認に伴う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して行う。
- (2) 現場搬入材料は、認定したものは出来形数量として取り扱う。
 - ・工場製作品における工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材等（仮設用クレーン、仮設鋼材など）
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工も出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法は、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率による出来形数量も算出可。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライド対象とすることができる。

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

5) 出来高数量の確認

②出来高確認方法の簡素化事例

インフレスライドを迅速かつ確実に行う観点から、**出来高数量の確認**において、以下のような方法も可能とした**簡素化事例**がある。

(国土交通省など)

(1)「工事出来高内訳書」による出来高の確認

「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総括表に対応した出来高数量を確認する。

(2)「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認

次式により数量総括表に対応した出来高を算出する。

(ただし、実施工程表は、基準日までに作成され実績が正しく反映されたものとする。)

$$\begin{aligned} \text{出来形数量} &= \text{基準日における設計数量} \\ &\quad \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工程工期}) \end{aligned}$$

(NEXCO中日本)

受注者は、監督員と協議のうえ出来高を実際の工事の**出来形部分を超過しない範囲の概算数量**で算出することができる。特に、土工、舗装等継続して施工している工種は、施工箇所ごとに**平均断面図**を作成して、これに**延長**を乗じる等概算の出来形部分で算出できるものとする。

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

6) インフレスライド額の算定方法 (東北地方整備局の例)

スライド調書

工事名	〇〇地区築堤工事
請負代金額	2,806,100,000 円(消費税含まず)
	2,946,405,000 円(消費税含む)
設計書金額	3,138,260,000 円(消費税含まず)
	3,295,173,000 円(消費税含む)
工期	自 平成24年10月12日
	至 平成26年 3月19日
基準日	平成25年4月15日
出来高額	135,840,000 円(税抜き)
残工事額(P1)	2,670,260,000 円(税抜き)
変更残工事額(P2)	2,727,030,000 円(税抜き)

※出来高額やP1、P2の算出に用いる単価は、設計単価に直近の請負比率又は単価合意比率を乗じた単価です。

〇〇地区築堤工事に係る賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P1	P2
2,806,100,000	135,840,000	2,670,260,000	2,727,030,000

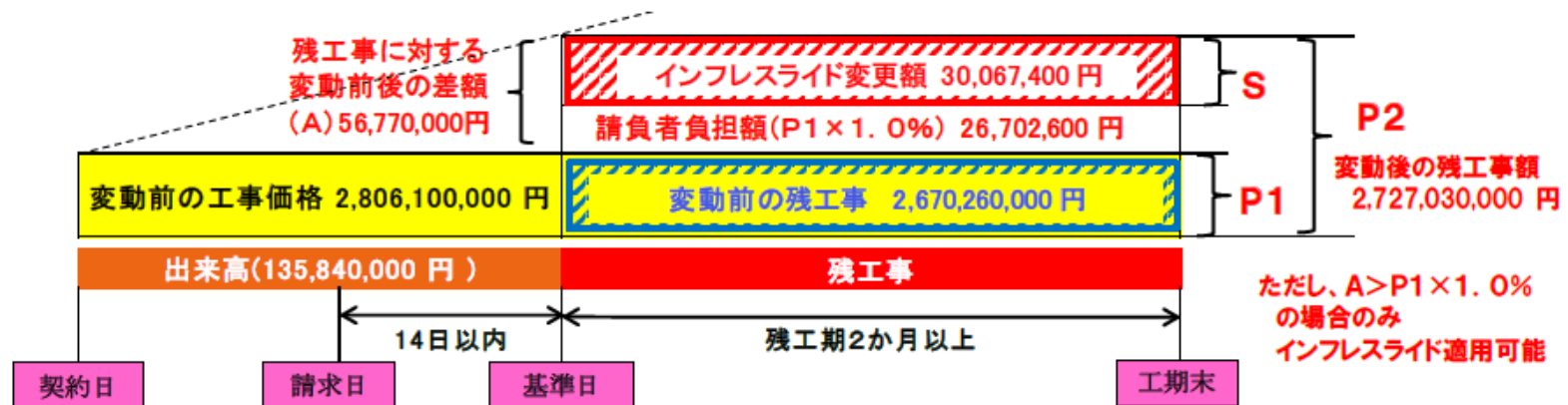
$$\begin{aligned}
 \text{スライド額}(S) &= (P2 - P1) - P1 \times 1/100 \\
 &= (2,727,030,000 - 2,670,260,000) - 2,670,260,000 \times 1/100 \\
 &= 56,770,000 - 26,702,600 \\
 &= 30,067,400
 \end{aligned}$$

(但し、P1 < P2)

P1：請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

$$\text{スライド額(税込み)} = 30,067,400 \times 1.05 = 31,570,770$$



(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

7) 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

● 積算に使用する単価

- ・ 変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

● 物価資料以外の単価(特別調査又は見積価格採用単価)

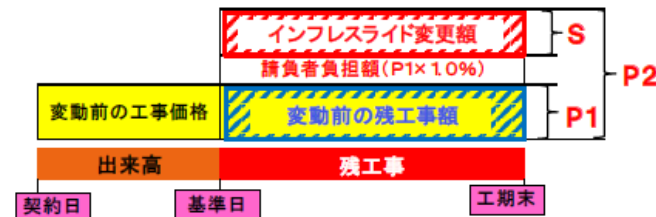
- ・ 再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。
- ・ ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

8) その他

● 総価契約単価合意方式適用工事

- ・ P1は、直近の合意単価(包括合意は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価)を用いて算出する。
- ・ P2は、基準日における官積算単価に直近の合意比率を乗じた単価(包括合意は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価)を用いて算出する。
- ・ スライド協議が成立し変更契約締結後、単価合意を実施する。その場合、一度同意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意し直すものとする。ただし、以後、請負代金額の変更が伴う契約変更がないことが明らかな場合は、単価協議は不要である。



● 複数回スライドを行う場合

スライド請求を複数回行う場合のスライド額算出も同様であるが、その場合の基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

(5) スライド条項 ～ スライド手続きの解説と受注者の役割 ～

9) 受注者の役割

- ・ 速やかにインフレスライドの請求を行う。（請求日は遡れない）
- ・ 変更契約が未確定なものは、可能な限り基準日までに先行指示をもらう。
- ・ インフレと全体スライドの両方を適用できる場合は、スライドを掛けるタイミングで上げ幅が変わるので、シミュレーションをして有利に請求できるよう検討する。
- ・ 日頃からスライドに関する情報収集を行う。
- ・ 発注者とスライドに関して情報交換を行う。

《参考図書・引用図書関連》

5. 各種ガイドラインの解説と受注者の役割

(3) 設計変更について

- ・「工事請負契約における設計変更ガイドライン」平成 23 年 8 月 国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課
- ・「設計変更事例集(第 6 版)」平成 26 年 1 月 国土交通省北海道開発局
- ・「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」平成 20 年 3 月 国土交通省東北地方整備局
- ・「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)設計変更手続きの明確化」平成 26 年 3 月 国土交通省関東地方整備局
- ・「工事請負契約における設計変更ガイドライン(改訂版)～本編・参考資料・巻末資料～」平成 25 年 3 月 国土交通省中部地方整備局
- ・「土木工事設計変更ガイドライン(案)」平成 24 年 2 月 北陸地方建設事業推進協議会
- ・「土木工事設計変更ガイドライン(案)事例集」平成 24 年 2 月 北陸地方建設事業推進協議会
- ・「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」平成 20 年 5 月 国土交通省近畿地方整備局
- ・「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン(案)」平成 23 年 9 月 国土交通省中国地方整備局
- ・「直轄請負工事における設計変更ガイドライン(案)」平成 24 年 11 月 国土交通省四国地方整備局
- ・「設計変更ガイドライン(案)」平成 24 年 6 月 国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課
- ・「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」平成 23 年 11 月 沖縄総合事務局開発建設部

(4) 工事一時中止について

- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)」平成 20 年 3 月 国土交通省北海道開発局
- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)」平成 20 年 3 月 国土交通省東北地方整備局
- ・「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)設計変更手続きの明確化」平成 26 年 3 月 国土交通省関東地方整備局
- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)」平成 26 年 4 月 国土交通省中部地方整備局
- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)」平成 24 年 2 月北陸地方建設事業推進協議会
- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)事例集」平成 24 年 2 月北陸地方建設事業推進協議会
- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)」平成 20 年 3 月 国土交通省近畿地方整備局
- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)」平成 20 年 3 月 国土交通省中国地方整備局
- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)」平成 20 年 8 月 国土交通省四国地方整備局
- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)」平成 20 年 6 月 国土交通省九州地方整備局
- ・「工事一時中止に係るガイドライン(案)」平成 20 年 3 月 沖縄総合事務局開発建設部
- ・「工事一時中止に係るガイドライン」平成 26 年 3 月 中日本高速道路株式会社

(5) スライド条項について

- ・工事請負契約書 最終改正 平成 22 年 9 月 6 日 国土交通省
- ・賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版) 平成 26 年 1 月 国土交通省
- ・スライド条項について 国土交通省
- ・インフレスライド(工事請負契約書第 25 条) 【関東運用版】平成 26 年 2 月 3 日 国土交通省 関東地方整備局